

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																								
専門学校 久留米自動車工科大学校	昭和51年4月1日	長嶋 正明	〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代1428-21 (電話) 0943-32-0281																								
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																								
学校法人 久留米工業大学	昭和33年8月13日	島原 修一	〒830-0052 福岡県久留米市上津町2228-66 (電話) 0942-22-2345																								
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																							
工業	工業専門課程	車体整備工学科	平成23年文部科学省 告示第166号	—																							
学科の目的	本校は教育基本法、学校教育法及びその他の教育に関する諸法令に基づき、高等学校教育の基礎の上に専門の知識・技能の教育を行い社会に有用な技術を修得させる。二級自動車整備士の知識を備えながらも、自動車の車枠及び車体に関する知識と整備技術、板金・塗装に関する専門技術を学び、車体整備士及び二級自動車整備士の資格を取得し、自動車整備の専門分野である板金・塗装に関するリーダーとなる人材を育成することを目的とする。																										
認定年月日	平成27年2月17日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
3年	昼	2834時間	878時間	—	1935時間	—	—																				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内数)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																						
75人	50人	0人	13人	0人	13人																						
学期制度	■前期: 4月1日～8月31日 ■後期: 9月1日～3月31日	成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 科目毎に3段階評価する 優(80点～100点)、良(70点～79点)、可(60点～69点)																							
長期休み	■学年始め: 4月1日～4月8日 ■夏季: 8月10日～8月29日 ■冬季: 12月22日～1月5日 ■学年末: 3月21日～3月31日	卒業・進級 条件		学則に定める全科目が一定の基準に達し、素行良好と認められ、本校の定める自動車工学科二級課程卒業・進級に必要な授業時間数を満たす者。																							
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 長期欠席とならないように生徒と密に接して対応するのが基本であるが、問題が生じた場合には、本人と保護者を含めた面談を早期に行い、問題解決に努めていく。また、必要に応じて法人内のスクール・カウンセラーとも相談しながら指導を行う。	課外活動		■課外活動の種類: 無 ■サークル活動: 無																							
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) 自動車製造業・自動車整備業・自動車販売業・建設機械整備等 ■就職指導内容 1年生対象に6月より企業からの外部講師による社会人講座を行い、7月末には各企業による企業説明会を行う。1年生の学科授業(ビジネスマナー)において、面接試験の受け方、接遇マナーなどの指導を行っている。 ■卒業生数: 22人 ■就職希望者数: 22人 ■就職者数: 21人 ■就職率: 95.5% ■卒業生に占める就職者の割合: 100% ■その他 ・進学者数: 0人 (令和2年度卒業生に関する、令和3年8月1日時点の情報)	主な学修成果 (資格・検定等) ※3		■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業生に関する令和3年8月1日時点の情報)																							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二級ガソリン 自動車整備士</td> <td>②</td> <td>21人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>二級ジーゼル 自動車整備士</td> <td>②</td> <td>21人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>車体整備士</td> <td>②</td> <td>22人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td>中古車査定士</td> <td>③</td> <td>20人</td> <td>11人</td> </tr> </tbody> </table>				資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	二級ガソリン 自動車整備士	②	21人	20人	二級ジーゼル 自動車整備士	②	21人	20人	車体整備士	②	22人	22人	中古車査定士	③	20人	11人
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																								
二級ガソリン 自動車整備士	②	21人	20人																								
二級ジーゼル 自動車整備士	②	21人	20人																								
車体整備士	②	22人	22人																								
中古車査定士	③	20人	11人																								
				※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等)																							
中途退学 の現状	■中途退学者 2名 令和2年4月1日時点において、在学者56名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者54名(令和3年3月31日卒業生を含む)		■中退率 3.6%																								
		■中途退学の主な理由 経済理由、病気による欠席過多、就職等。 ■中退防止・中退者支援のための取組 欠席が退学に直結するため、無断欠席や欠席が連続した場合は必ず電話連絡、自宅訪問を行うなどのフォローを欠かさずに行う。また、必要に応じて保護者への連絡・面談を確実にし、生徒との関わりを密にし続けることを心掛ける。																									
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 学力特待生: 前期後期の期末試験優秀者に奨学金を授与) ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象																										
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無																										
当該学科の ホームページ URL	URL: http://www.kic-car.ac.jp/school/																										

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

本校におけるカリキュラムは教務課を中心に作成されているが、このカリキュラムを自動車産業界の有識者を含めた教育課程編成委員会で精査し、今、社会で求められている産業界の育成と教育の質の向上につなげていくことを基本方針とする。本校職員において、企業側(社会)が求める社会人像、あるいは入社前に身に付けておいて欲しい礼儀、知識、技術などが正確に把握できていない事は大きな問題である。そこで、この問題を解決するため、教育課程編成委員会会議において、お互いの教育方針、教育方法、人間教育、道徳心など多岐にわたって協議し、カリキュラムを修正または、新しいカリキュラムを提案していくことで、学校と企業との協調教育を実現させる。

年度内に2回の教育課程編成委員会を行うことを原則とし、第1回では、本年度のカリキュラムに関する問題点あるいは、改善提案等の収集、第2回では、来年度のカリキュラムの提示、新カリキュラム実施というPDCAサイクルによる教育プログラムの構築を行っていく。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

学則に定めた全教育課程について、各学科ごとの担当教員(複数の場合は主たる教員)が授業計画(シラバス)を作成し、教育課程の所管課である教務課が調整する。調整した授業計画を教育課程編成委員会の会議に提案し、当該委員会における審議・意見内容に基づき、学校において必要な修正内容を反映した上で、最終の授業計画として決定・公表する。なお、教育課程編成委員会には、自動車整備及び板金・塗装の業務を実施している自動車ディーラー等の企業委員を構成員とするとともに、学校長を委員長に、企業出身委員を副委員長として、組織機能の実効性を担保している。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和2年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
坂口 浩史	日産プリンス福岡販売株式会社	令和5年4月1日～ 令和3年3月31日	③
富永 昭彦	ネットヨタ西日本株式会社	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	③
矢加部 仁	ネットヨタ西日本株式会社	同上	③
原田 和裕	福岡日産自動車株式会社	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	③
野田 祐之	福岡トヨペット株式会社	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	③
北村 光一	(一社)福岡県自動車整備振興会	同上	①
長嶋 正明	専門学校 久留米自動車工科大学校	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日	②
杉野 啓司	専門学校 久留米自動車工科大学校	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	②
森 高浩	専門学校 久留米自動車工科大学校	同上	②
田中 亮一	専門学校 久留米自動車工科大学校	令和3年6月24日～ 令和5年6月23日	②

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(8月、2月)

(開催日時(実績))

第1回 令和2年9月17日 15:00～15:40

第2回 令和3年2月18日 14:00～14:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

ビジネスマナーの学科において、「個人情報の取扱い・管理について」講義内容を追加した。今後の課題としては、本校に自動車販売会社から講師を派遣していただき、社会人としての心構え等の学科授業をして頂くことを検討する。また、自動車メーカーからの派遣講師による講義も検討する。それから、2年次においてインターンシップを行うことを検討する。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

1. 挨拶、礼儀、言葉遣いなど、人としての必須教育に重点を置く
2. 基本に忠実な作業を身に付けた上で、臨機応変な作業の創造につなげていく
3. 実習において習得すべきは、安全作業であることの徹底

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

自動車整備に関する実習担当教員と企業の講師が実習前に事前に打ち合わせを行い、実習内容を決定する。実習は連携企業の講師を中心として本校担当教員がサポート形で行い、新機構を備えた自動車を使用しその気候に関する知識・技術を学ぶ。尚、実習終了時には、企業と本校で作成した実習理解度テストを行い、学習の成果を確認する。尚、生徒の学習成果の評価は、実習後の理解度テストを6割、実習時の態度点を4割として算出したものを連携実習の評価点とし、年間総合評価に反映させる。

(3) 具体的な連携の例

科目名	科目概要	連携企業等
自動車整備作業 エンジン	日常点検と12ヶ月点検	株式会社九州マツダ
自動車整備作業 エンジン	外部診断器の取り扱い	九州スズキ販売株式会社

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

自動車の進歩はめざましく、日々新しい技術が投入されている。これらの新技術に対する職員の情報源は、専門誌、新聞、インターネットに限られてしまい、自動車専門学科の教員としてスキル向上を目指すうえで情報不足となりがちである。これらを補うため、企業等の講習会、研修会などに参加することで活きた情報あるいは、技術を習得し、リアルタイムで授業に反映させる。また、指導力の修得・向上に関しては、外部講師を迎え、専門性の高い講義を行ってもらい、生徒に対する話し方や言葉の選び方などから心理状態まで幅広く学び、教師としてのスキルアップを図って行く。これらの研修等は、久留米自動車工科大学校における教員研修規程に基づき、工学部専任教員全員を対象として実施される。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

コロナ感染防止対策の為 中止

② 指導力の修得・向上のための研修等

コロナ感染防止対策の為 中止

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

コロナ感染防止対策の為 中止

② 指導力の修得・向上のための研修等

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

学校評価の基本である自己評価をもとに、本校の教育理念、学校運営状況、教育環境などを企業の方々、並びに、保護者、地域の方々を知っていただき、今後の学校運営に協力と理解を求めていく。また学校運営において、地域の方とのコミュニケーションは非常に大切な要素であり生徒たちが日々学生生活を営む上でもこのことは欠かせない。この学校関係者評価委員会の開催により、さらに地域に根差した学校へと変革していく。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育理念・目的・育人人材像は定められているか ・学校における職業教育の特色はもっているか ・社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を持っているか ・学校の教育理念・目的・育人人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか。 ・学科やコースの教育目標、育人人材像は、それぞれに、それぞれに対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか。
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針に沿った事業計画が策定されているか。 ・運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか。 ・運営組織や意思決定機能は、有効に機能しているか。 ・人事等に等に関する規定等は整備されているか。 ・教育活動などに関する情報公開が適正になされているか。 ・システム化等により業務の効率化が図られているか。
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ・教育理念などに沿った教育課程の編成・実施方針などが策定されているか。 ・教育理念、育人人材や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間確保は明確化されているか。 ・学習等のカリキュラムは体系的に編成されているか。 ・キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発が実施されているか。 ・関係分野における実践的な職業教育が体系的に位置づけられているか。 ・授業評価の実施・評価体制はあるか。 ・成績評価・単位認定、進級・卒業判定基準は明確になっているか。 ・資格取得に関する指導体制、カリキュラムの中で体系的な位置づけはあるか。 ・人材育成目標の達成に向けて授業を行うことができる要件を備えた教員をそなえた教員を確保しているか。 ・関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研修や教員の指導力育成など資質向上の取り組みがなされているか。 ・職員の能力開発のための研修等が行われているか。
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率の向上が図られているか。 ・資格取得の向上が図られているか。 ・退学率の低減が図られているか。 ・卒業生等の社会的な活躍及び評価を把握しているか。 ・卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用されているか。

(5) 学生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・進路に関する支援体制は整備されているか。 ・学生相談に関する支援体制は整備されているか。 ・学生に対する経済的な支援体制は整備されているか。 ・学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ・課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ・保護者と適切に連携しているか。 ・卒業生への支援体制はあるか。 ・高校・高等専門学校等との連携によるキャリア教育・職業教育職業教育の取り組みが行われているか。
(6) 教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備は教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ・学内外の実習施設、インターンシップについて十分な教育体制を整備しているか。 ・防災に対する体制は整備されているか。
(7) 学生の受入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集活動は、適正に行われているか。 ・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ・校納金は、妥当なものとなっているか。
(8) 財務	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか。 ・予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ・財務について会計監査が適切に行われているか。 ・財務情報公開の体制整備はできているか。
(9) 法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・法令、専修学校設置基準の遵守と適正な運営がなされているか。 ・個人情報に関し、その保護のための対策が取られているか。 ・自己評価の実施と問題点の改善を行っているか。 ・自己評価結果を公開している。
(10) 社会貢献・地域貢献	
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

退学者の増加に対して学生指導で対応できる問題とそれだけで困難な問題もあるので今後は、従来からの個人面談、家庭訪問、などの他、退学理由の検証・分析などを行い、更なる対策を行う必要がある。また、就職してきて上司や年長者とコミュニケーションをとれない人材が増えてきているという指摘には学科において外部講師によるビジネスマナーや実習においては、接客やお客さま対応などの授業を取り入れコミュニケーション能力の向上を図っている。オープンキャンパス参加者数減に対しては、新たな情報発信の方法を検討校名変更等のさらなるPRを行う。本校の教育理念やビジョンをHPなどで公開説明を行う。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
木下 真吾	久留米自動車工科大学校同窓会	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	卒業生
吉田 晴義	久留米自動車工科大学校後援会	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	保護者
東 説秋	祐誠高校教師	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日	教職者
北村 光一	(一社)自動車整備振興会	同上	業界団体

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ

URL: <http://www.kic-car.ac.jp/school/>

公表時期: 令和3年8月1日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

専門学校における情報提供への取り組みに関するガイドラインに基づき、ホームページ及びキャンパスガイドを活用して、正確に情報提供を行う。情報收受する側の意向に沿えるよう、学校関係者評価委員会等の意見も参考にしながら、提供情報内容の変更などを行って行く。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	・校長名、所在地、連絡先 ・学校の沿革・歴史 ・教育活動内容 ・施設・設備
(2)各学科等の教育	・各課程の定員数 ・カリキュラム ・取得可能な資格並びに免許 ・国家試験合格率の実績 ・就職試験合格率の実績 ・卒業者数 ・卒業後の進路
(3)教職員	・教職員プロフィール(担当科目・職歴・資格等)
(4)キャリア教育・実践的職業教育	・就職支援等への取り組み状況
(5)様々な教育活動・教育環境	・学校行事への取り組み状況 ・部活動、放課後活動など等のなどの状況
(6)学生の生活支援	・学生支援への取組状況 ・学生寮、に対する案内。
(7)学生納付金・修学支援	・生徒納付金の取り扱い。 ・活用できる就学支援金の内容
(8)学校の財務	・資金収支計算書 ・消費収支計算書 ・損益計算書 ・財産目録
(9)学校評価	・自己評価 ・学校関係者評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	・学則

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他(ブログ、キャンパス・ガイド、募集要項
URL: <http://www.kic-car.ac.jp/school/>

授業科目等の概要

(工業専門課程車体整備工学科) 平成3年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			教養知識	就職活動における一般常識の実力の養成及び社会人としての教養を学習	1・前	13		○			○		○		
○			ビジネスマナー	社会人としてのマナーや所作を学ぶ	1・通	29		○			○			○	
○			企業研究	社会人としての心構え等を学ぶ	1・前	13		○			○		○		
○			エンジン構造	ガソリンエンジンとディーゼルエンジンの基本構造と原理について理解する。	1・通	56		○			○		○		
○			シャシ構造	自動車シャシの基本的原理及び構造について理解する。	1・通	56		○			○		○		
○			シャシ構造	自動車シャシの応用的構造について理解する	2・後	17		○			○		○		
○			電装品構造	自動車電装品の基本的原理及び構造について理解する	1・通	56		○			○		○		
○			二輪自動車構造	二輪自動車の基本構造と原理を理解する	1・通	29		○			○		○		
○			自動車総論	自動車の歴史と基礎的自動車の原理、法規・法令など幅広く学ぶ	1・前	13		○			○		○		
○			特殊機構	自動車の新技術や自動車特有の機構について学ぶ	2・通	39		○			○		○		
○			自動車の力学	高校数学の復習と自動車の基礎的な計算問題を理解する	1・通	29		○			○		○		
○			自動車の数学	自動車の性能などに関わる数学と二級自動車整備士試験における計算問題を理解する	2・通	39		○			○		○		

○		電気工学	電気の基礎的理論と自動車への応用例について学ぶ	1・前	13		○			○			○					
○		自動車の材料	自動車に使用される材料の種類及び、その材料の特徴を理解する	2・通	23		○			○			○					
○		燃料・油脂	自動車に使用される燃料と油脂類について種類と特性を理解する。	1・前	13		○			○			○					
○		製 図	図記号の意味や図面を書く上でのルール等、製図に関する基礎を学ぶ	2・通	23		○			○			○					
○		ガソリン・エンジン整備	ガソリンエンジンの整備方法の基本から故障探求までを学ぶ	2・通	45		○			○			○					
○		ディーゼル・エンジン整備	ディーゼルエンジンの整備方法の基本から故障探求までを学ぶ	2・通	33		○			○			○					
○		シャシ整備	自動車シャシの整備方法の基本から故障探求までを学ぶ	2・通	49		○			○			○					
○		二輪整備	エンジンやエンジン制御等の電子制御に使用されるセンサー、アクチュエータの信号、電圧、故障診断等を学習	2・通	18		○			○			○					
○		電装整備	自動車電装品の整備方法の基本から故障探求までを学ぶ	2・通	46		○			○			○					
○		故障原因探求	故障の確認から探求法、診断法、交換部品等不具合修理のアプローチを学ぶ	2・通	21		○			○			○					
○		整備作業機器	自動車整備作業に使用する工具・機器類の構造・機能、使用方法を学習	1・通	29		○			○			○					
○		測定・検査機器	自動車整備作業で使用する検査・測定機器について学ぶ	2・通	18		○			○			○					
○		自動車検査	定期点検整備に必要な、自動車保安基準について学ぶ	2・通	34		○			○			○					
○		自動車整備に関する法規・法令	自動車整備士に必要な、道路運送車両法について学ぶ	2・通	34		○			○			○					
○		材 料	自動車に使用される金属材料、鉄鋼材料、アルミニウム、合成樹脂の性質等を学習	3・前	23		○			○			○					

○		自動車整備作業 故障原因探求	測定機器を使用した故障診断の手順等故障 探究方法を修得						○	○		○		
○		点検・分解・組 立・調子・検査	ボデーを構成している部品の機能の点検・ 建付け・調整を学び、ボデーの曲がりやね じれの計測機器による点検を修得	3・ 通	775				○	○		○		
○		板 金	ハンマリング、鋼板の整形作業、パテ整 形、ボデーパネル修理を修得	3・ 通					○	○		○		
○		塗 装	塗装修理、下地処理と上塗り塗装作業等の 方法を修得する	3・ 通					○	○		○		
○		損傷診断	フレーム修正方法、ボデー計測方法、事故 車の損傷診断方法を修得	3・ 通					○	○		○		
○		自動車 検査作業	保安基準に適合しているか検査機器を使用 し、完成検査を行う	2・ 通		60				○	○		○	
合計			48 科目	3214単位時間(単位)										

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業の要件は、必須科目の期末試験を60点以上で合格し、本校の定める自動車整備士二級課程の授業時間を満たしたものとす。なお、履修方法は、授業毎に学生個人別出欠を調査し、各教科の履修効果を評価するための期末試験を行うものとする。	1 学年の学期区分	2期	
	1 学期の授業期間	前期:17週	
		後期:25週	

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。